

区分	要件	支援内容
税制優遇	・県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額 1 億円超 (農林漁業関連業種(プラスチック製品製造業 等)は5,000万円超)	・固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
奨励金	・対象となる事業者 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業 ①投下固定資産額5,000万円以上 ②常時雇用者を2人以上雇用していること ③敷地外周部等を適切に緑地保全 (緑地保全率は、敷地面積の10/100以上) ※別途、商業施設向けの奨励金あり	【企業立地奨励金】 ・前年度の固定資産税相当額に対して、 「投資額5億円未満」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：50/100 (期間：3年間) 「投資額5億円以上10億円未満」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：50/100 4年度：50/100、5年度：50/100 (期間：5年間) 「投資額10億円以上」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：75/100、 4年度：50/100、5年度：50/100、6年度：50/100、 7年度：50/100 (期間：7年間) 【雇用促進奨励金】 ・町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者20万円、準常用雇用者15万円、短期間労働者10万円 (限度額：500万円) 【緑地保全奨励金】 ・緑地保全に要した費用 1 m²あたり1,000円 (限度額：200万円) 【埋蔵文化財発掘調査奨励金】 ・発掘調査に要した費用の1/2 (限度額：500万円)